

平成20年9月17日公表

**「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における
健全化判断比率及び資金不足比率の公表について**

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、健全化判断比率及び資金不足比率の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付けは平成20年度決算から適用されることになっております。

(法律の概要は、別紙「地方公共団体財政健全化法について」を参照下さい。)

具体的には、当町の場合、実質赤字比率が15%、連結実質赤字比率が20%、実質公債費比率が25%、将来負担比率が350%を超えた場合、早期健全化団体となり、外部監査の義務付けと議会の議決による財政健全化計画を策定し、実施状況を毎年議会へ報告し公表しなければなりません。さらには、早期健全化が著しく困難と認められる場合は、国と県が必要な勧告を行うこととなっております。また、公営企業の資金不足比率が20%を超えた場合も、公営企業経営健全化計画を策定し同様の措置となります。

平成19年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率の算定につきましては、総務省から示された算定方法及び様式に基づき比率の算定を行い、算定の基礎事項を記載した書類を7月29日に監査委員へ提出し、「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」に基づき、監査委員から算定内容について審査していただいたところであります。

その結果、当町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、監査委員の意見を付して次のとおり公表いたします。

1. 健全化判断比率【()早期健全化基準比率】

実質赤字比率	実質赤字なし	(15.0%)
連結実質赤字比率	実質赤字なし	(20.0%)
実質公債費比率	23.1%	(25.0%)
将来負担比率	156.6%	(350.0%)

2. 企業会計に係る資金不足比率【早期健全化基準比率20%】

水道事業会計	資金不足なし
病院事業会計	資金不足なし
公共下水道事業会計	資金不足なし
農業集落排水事業会計	資金不足なし

3. 監査委員の意見

「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」に基づき審査したところ、比率の算定方法については、総務省通知の記載要領により適切に漏れなく算定されていると思われるが、法律施行後、はじめての算定であり、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については変動しないと思われるものの、実質公債費比率と将来負担比率については算定に用いる数値も多種に及ぶことや、今後、国、県からの疑義照会などにより変動する可能性もある。

健全化判断比率の各比率は、全て早期健全化基準比率以内となっており早期健全化団体となることはないが、実質公債費比率及び将来負担比率については高い比率となっている。

実質公債費比率は、前年度より1%改善しているものの、比率が高い要因としては次のとおりとなっている。

平成7年度以降、過疎債が適用除外となったことから交付税算入が低くなったこと。

下水道整備が進み下水道事業への繰出がピークを迎えていることにあわせ、平成18年度決算から分流式下水道繰出が分子に算入されたこと。

特別擁護老人ホーム建設、増築における元利償還補助に係る債務負担の元金分も分子に算入されたこと。

水道の受水費にかかる高料金対策の繰出が全額算定されていること。

平成19年度決算の特殊要因として、病院事業の不良債務解消に係る補助金があったこと。

次に、将来負担比率については、普通会計の地方債現在高や職員数の削減により退職手当負担見込額が減少しているが、公営企業等負担見込額が大きいこと、充当可能基金、基準財政需要額算入見込額が低いことが要因となっている。

最後に企業会計に係る資金不足比率については、病院事業の18年度決算における資金不足比率は48%であったが、診療所に移行することから19年度に資金不足を解消したため、公営企業の資金不足比率は4事業全て資金不足なしとなっている。

各比率の状況は以上のとおりであるが、実質公債費比率については平成24年度決算まで適正指標である18%を下回るよう「公債費負担適正化計画」の確実な実施と、財政運営基金の積立などにより将来負担比率の改善を図り、健全で町民から信頼される財政運営を望むものである。